

平成 23 年度「医療機関の部門別収支に関する調査の実施(案)」について

平成 22 年度事後アンケート調査の結果を踏まえ、引き続き、調査項目について 1 及び 2 のとおり簡素化及び調査方法の改善を図りつつ、3 の要領で調査を実施してはどうか。

1. 調査項目の簡素化(案)について

(1) 職種別給与データ

平成 22 年度アンケート結果で職種別人員数・勤務時間と給与については、約 76% (72 病院) は既存データの活用により作成できるとの回答であったが、作成に当たって困難を感じた点等を聞いたところ、「人数や給与・賞与を職種別に分けるのが難しかった」といった回答が多かったことから、最終的に給与費計を入院・外来別、各診療科別に配賦するため、月給と賞与について、合算した金額を記入することとしてはどうか。

(2) 医師勤務調査

平成 22 年度アンケート結果で医師の勤務時間割合については、約 55% (52 病院) が既存データの活用ができないとの回答であり、調査負担を軽減する観点から勤務時間割合の調査が困難な場合には、

①勤務時間については 1 週間を調査し、月単位に換算する。

②診療科医師全体について代表者が記入する。

こととしてはどうか。

2. 調査方法の改善

(1) 保険外収益

平成 22 年度調査における調査項目の簡素化の検証結果に基づき、保険外収益については、正常分娩数を基に算出した保険外収益額や産婦人科における保険収益と保険外収益の比率などを各病院に確認して先に産婦人科に保険外収益を配賦し、残りの保険外収益を各病院の選択により振り分けることとしてはどうか。

(2) レセプト調査

平成 22 年度調査では DPC 対象病院 (DPC 準備病院を含む) はレセプトデータ、E ファイル (診療明細情報) の提出を求めたが、レセプトデータに診療科コードの入力がされていなかった病院が見受けられたことから、E ファイルと同じ診療科コード形態 (3 桁) を持つ D ファイル (包括診療明細情報) の提出も求めることとしたい。

3. 要領(案)について

(1) 調査の目的

「医療機関の部門別収支に関する調査研究」において確立・検証された診療科部門別収支計算方法を用いて、病院における医業経営の実態等を診療科別に把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の内容

病院における診療科別の収支を算定するための「一般原価調査」と病院の中央診療部門における費用を、各診療科に配賦するための係数（標準的等価係数）を作成するための「特殊原価調査」を行う。

調査項目・方法については、平成22年度調査を基本としつつ、調査項目について上記1の簡素化、上記2の改善を図るものとする。

(3) 調査対象施設数

平成22年度調査と同数程度とし、引き続き、DCP対象病院・準備病院以外の病院にも募集を行う。

(4) スケジュール

平成23年8～9月	調査対象施設の選定
9～10月	調査実施
平成24年1～2月	集計・分析
3月	結果集計

①-5 職種別人員数・給与データ

科目		A. 施設全体収支データにおける 給料・賞与総額 (シート①-4上段の値)	B. 職種別給与データにおける 常勤・非常勤計の給料・賞与総額 (シート①-5下段の値)	AとBの差分(A-B)	誤差割合
給与費	給料 賞与			0円	—
				0円	—

(1) 貴病院の平成22年10月現在の各職種の人員数及び年間総勤務時間についてご記入ください。また、貴病院の医業費用における給与費(平成22年10月分)を職種別に記入して下さい。

職種	常勤		非常勤		常勤+非常勤 賞与総額 (単位:円/月)	常勤換算後人員数(自 動計算) (単位:人)
	人員数計 (単位:人/月)	給料総額 (単位:円/月)	総勤務時間 (単位:時間)	給料総額 (単位:円/月)		
医師					10円	0.00人
歯科医師					10円	0.00人
看護職員					10円	0.00人
看護補助員(介護職含む)					10円	0.00人
薬剤師					10円	0.00人
医療技術員(療法士、栄養士、放射線技師等)					10円	0.00人
技能労務員・労務員					10円	0.00人
事務職員					10円	0.00人
病院長					10円	0.00人
役員(上記の職種に従事している者を除く)					10円	0.00人
合計	0人	0円	0.00時間	0円	100円	0.00人

常勤者1人当りの勤務体系(平成22年10月時点)	
1ヶ月当たり所定労働日数 (単位:日/月)	1日当たり所定労働時間 (単位:時間/日)

注) 看護補助員 : 看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者(介護職含む)
 技能労務員 : 電気、水道、ボイラー業務などの前記に属さない技術員・補助員、労務員など
 事務職員 : 医事事務員、一般事務員など
 役員 : 理事・監事で上記の職種に従事している者を除く
 その他 : 運転手、警備員などで上記の職種に従事しているものを除く